

○財務省告示第三十八号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十六年一月十五日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十六年二月十二日
財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（二年）（第三百三
十六回）
二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項及び財政
の法律及びその
運営に必要な財源の確保を図る
ための公債の発行の特例に
る法律（平成二十四年法律第百
一号）第二條第一項並びに特別
会計に関する法律（平成十九年
法律第二十三号）第四十六条第
一項、第四十七条及び第六十二
条第一項
三 振替法の適
用等
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
四 発行方法
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あつて、価格競争入札において
定められた利率をその利率とし、
価格競争入札において募入

し、価格競争入札において募入

五
方募
入
法
決
定
の

の決定を受けた各申込みの応募
価格を募入額により加重平均し
て得られるものによる発行（以下「非
競争入札発行」という。）及び
格競争入札と同時に行われる入
札であつて、財務大臣が各国債
市場で特別な参加者にと応募限
額を定めるものによる発行（以
下「国債市場特別参加者・第I
非価格競争入札発行」という。）

ハ
ロ
非
競
争
入
札
発
行
の
格
別
参
加
場
の
特
別
第
I
者
・
第
I
者
の
特
別
参
加
者
の
募
入
額
の
割
り
当
て
る
範
囲
内
に
お
い
て
各
申
込
み
の
應
募
額
を
割
り
当
て
る
。

各申込みのうち応募価格の高い
ものからその応募額を順次割り
当てる。各申込みの応募額を案分
により各
国債市場特別参加者ごとの
各国債市場特別参加者ごとの
募入額の範囲内において各申
込みの応募額を割り当てる。

六
イ
発
行
争
入
札
発
行
の
格
別
参
加
場
の
特
別
第
I
者
の
募
入
額
の
割
り
当
て
る
。

額面金額で二兆七千三百六十一
億円、財政法第四条第一項の規
定に基づき発行した利付債に
ついで、は、金額で二百四十
九億九千七百五十万圓、財政
の必要なる財源の確保を図るた
め、公債の発行の特例に関する

八 最 振替 額 単 位
 九 振替 額 単 位
 十 一 振替 額 単 位
 十 二 振替 額 単 位
 十 三 振替 額 単 位

十 一 振替 額 単 位
 十 二 振替 額 単 位
 十 三 振替 額 単 位

十 三 振替 額 単 位
 十 二 振替 額 単 位
 十 一 振替 額 単 位

五 万 円

振替法の規定による振替口座簿
 の記載又は記録は、最低額面金
 の整数倍の金額によるものとす
 る。平成二十六年一月十五日

額面金額百円につき百円五厘以
 上の金額に付き百円一銭

年〇・一パーセント
 平成二十六年七月十五日を
 期とし、次の算式により算出し
 た金額を支払う。ただし、支払
 期が銀行休業日に当たるとき
 は、その翌営業日に支払う。以
 下、その並び第十五号におい
 て規定する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.1 \times 1}{100 \times 2}$$

十九	十八	十七	十六	十五		十四
払込期日	者入札参加	払場所	元利金支	償還金額	償還期限	後の二期子以
平成二十六年一月十五日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	額百円につき百円	平成二十八年一月十五日	利子を払う。	て、その日以前六月間に属する
						を、支払期とし、各支払期におい
						毎年一月十五日及び七月十五日